

審第5772号—1
答申第643号
令和8年2月27日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年8月30日付け廃第860号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1165号

令和4年7月12日付けで審査請求人から提起された、令和4年4月18日付け廃第95号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和4年4月18日付け廃第95号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、調査場所の地番（数字を含まないもの）、環境計量士の氏名及びその印鑑の印影並びに法人名が記載されている角印の印影については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年4月4日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「『令和2年度不法投棄等不適正処理地点調査業務委託』と標題された文書の調査内容の分かる書類。当該調査は隔年で行われている（廃棄物指導課）とのことなので、併せて遡及できる範囲の年度のものを含む。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「『不法投棄等不適正処理箇所調査業務委託』に係る計量証明書等の受理報告書（令和2年度）」（以下「対象文書1」という。）及び「『不法投棄等不適正処理箇所調査業務委託』に係る計量証明書等の受理報告書（平成30年度）」（以下「対象文書2」といい、対象文書1及び2を合わせて「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年7月12日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書の要旨

廃第95号として、令和4年4月18日付けで申請人宛に通知された行政文書部分開示決定通知書（以下「通知書」という。）に記載された内容について、以下の点に不服があるため審査請求を行う。

申請人が令和4年4月1日付けで申請した行政文書等の写し等の交付申請書は、市原市の施設構築計画について支障となっている、計画区域内に存在する産業廃棄物の不法投棄・不適正保管物の処理について指導を受けに伺った際の会話で交わされた内容の一部である「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれのある」の判断について、当方からの問いかけに対して、千葉県としてはこれ等の不法投棄・不適正保管物がその事象に当たるかどうか、隔年では有るが定期的に「不法投棄等不適正地点調査業務委託」として業者に委託し調査報告をさせ、その分析結果を基に当該地区には「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれ」のある産業廃棄物不法投棄・不適正保管物が無いと認識しているため千葉県による行政代執行により生活環境保全上の支障除去等の措置を講じる意志がない。したがって、生活環境保全上の支障除去等の措置を講じる費用の7/10の補助を受けるために必要となる、環境大臣の同意を得る、支障除去等の実施計画を環境省に提出していない（環境省確認済み）とのことであつたので、廃棄物の不法投棄問題は我が国の今後の基本政策の根幹を成す一部である、循環型社会形成のための法律「循環型社会形成推進基本法」（2003年）の第1章第2節の2「廃棄物問題の解決」の中で、「不法投棄の多発とその原状回復方策の確立・・・、これ等の問題解決は、循環型社会形成の前提となる物です。」と位置づけられ、同年に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」が制定され「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれ」について、述べられることとなったが、どのような場合を指すのか不明確な点が多くあるが、住民の健康で安全な生活環境を保全する義務のある行政は、より広くその意義を解釈すべきと考える。との当方の立場から、当該事案で放置された産業廃棄物の不法投棄・不適正保管物の調査について、千葉県がどのような業務委託をし、その報告結果から千葉県が「生活環境保全上の支障及びそのおそれがない」と判断したのかを知るためにこの度の行政文書等の写し等の交付申請書を提出した。

この度通知書により開示された資料そのものに記述上の不備又は意図的に廃棄物指導課で抜き取ったと思われる点が以下のとおり見受けられるので指摘する。

当該資料は「経緯」として、産業廃棄物が不法に投棄された、または不適正に保管されている現場のうち、生活環境保全上の支障が生じるおそれがある大規模な不法投棄現場16箇所について、平成23年度に実施した調査で土壌環境基準を超過した地

点が2箇所あったので、平成25年度からは調査の頻度を高め毎年8箇所ずつの水質検査等を実施している。この度、29年度に実施した委託業務について、委託先から分析結果として計量証明書等を受領したものである、と廃棄物指導課が述べている。この経緯を踏まえて次の点を指摘する。

平成30年分資料の2 調査場所及び分析項目(1)ないし(8)、これが「経緯」の欄で述べられた調査の頻度を高めた8地点と推量できる。5 計量結果として各調査場所について、「(1)ないし(7)について、環境保全上の支障が生じるおそれは確認されなかった。(8)計量結果は別添計量証明書のとおりであり、水質分析については、環境基準の超過はなかった。」と計量検査等の数値を基に、「考察」として委託先の評価、判断が付記されている。

令和2年分資料の2 調査場所及び分析項目(1)ないし(8)は、記述が順不同であるが、平成30年分と全く同一の場所である。また、5 計量結果として各調査場所について、「(1)ないし(3)について、生活環境保全上の支障が生じるおそれは確認されなかった。(4)及び(5)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値を超過しているが、堆積物との因果関係は不明である。(6)ないし(8)欠落。」

委託先が千葉県から業務委託を受けて誠実に作業を行い、その結果としての報告書に各検査地域の計測数値を基にして「考察」としての科目をわざわざ立てて、生活環境保全上の支障またはそのおそれがあるかどうかの評価、判断をして報告を作成していたと思うのが順当であるのに、何故令和2年分の(6)ないし(8)にはその部分だけが見当たらないのか甚だ疑問である。

廃棄物指導課の職員が単純ミスをして(6)ないし(8)の当該部分を入れ忘れたのか。または、委託先の「考察」に廃棄物指導課としては開示したくない内容が記載されていたのか、のいずれかであると思われるので、早急に調査して当該年度の委託先の「考察」が載った(6)の資料を開示してほしい。

この度、通知書により得られた資料では、条例第8条第2号ロを根拠法令として、開示しない部分 調査場所が特定される地番及び図面、開示しない理由 個人が有する土地に関する情報であって、これを開示すると当該個人の財産を害するおそれがあるため、との不開示理由をもって不開示部分を黒塗りされて読み取り不可能な状態で開示されたが、以下の点で不開示理由に当たらないので早急に地番及び図面の開示を再度要求する。

通知書に別添として添えられた「資料別整理表」に不開示箇所として、調査場所の地番、調査地点図及び調査対象箇所案内図、この全て黒塗りされていて読み取り不能である。

この度の開示請求は、廃棄物指導課監視指導室との面談の際の経緯から行政文書等の写し等の交付申請書を提出したものであって、要求しているのは当該事案としての産業廃棄物不法投棄・不適正保管物のある地域の委託業務の調査報告書及びその内容がわかるものである。

開示された調査報告書から調査地点として判断できるのは、廃棄物指導課の意志により黒塗りされ（6）の地区で調査したものである、と読み取れるだけである。

廃棄物指導課監視指導室の皆さんは、当該地区がどの位の面積があるかご存じか。市のホームページの国勢調査町丁・字等別境界データセットを添付するので、ご覧いただきたい。当該地区の面積は、約200万㎡と記載されている。

この地区のうちどの部分を「不法投棄等不適正地点調査業務委託」したのか。当方では千葉県がこの地域のどの部分の調査業務を委託したのか判断できない。（黒塗のため）

このような、不誠実な資料を千葉県が出してくると思ってもみなかった。

行政文書等の写し等の申請書にも明記しているとおり、要求している文書は具体名を記してある市原地区の不法投棄・不適正保管事件内の当該事案の発生地地域の調査資料である。

当該事案は、行為者が不法投棄・不適正保管を行ったとして、TVニュースでも放映され新聞記事にも載せられたうえ、地域住民の訴えにより千葉県警察が捜査し、千葉県検察が立件したうえ公判において確定判決がなされたものである。即ち、行為者がだれか、日本国のどの場所で（所在・地番・地積を明示）、誰の所有地に（登記簿上の所有者が特定できる状態）、どのような廃棄物が、どのくらいの期間、どのくらいの量、どのように等々、この不法投棄・不適正保管事件がどのようにして行われたかを詳らかにし、公判が行われ刑事事件として刑が確定し、産業廃棄物の不法投棄事件としては最高刑である、5年以下の懲役および1000万円以下の罰金若しくはその両方（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号）とされる法律により、現場責任者が懲役及び罰金が課せられ服役した大事件である。

つまり、当該事案は、公判においてその犯罪行為が行われた場所について、所在、地番、地積、所有者が公開され（傍聴人は誰でも知ることが出来た）たうえで審理が行われた事件であり、それらの詳細は周知の事実である。

殊更に千葉県がこれを秘匿するような隠された事象があるのか。

それを千葉県が「個人の有する土地に関する情報であって、これを公開すると当該個人の財産を害するおそれがあるため」開示できないとするのは、条例の一部分のみにとらわれての解釈であって、木を見て森を見ず、の判断と言わざるを得ない。

平成14年7月に環境省が主導して学識経験者、自治体幹部、各種団体幹部十数名でおこなった不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告書（以下「報告書」という。）に記されているように、産業廃棄物及び産業廃棄物行政に関する地域住民の不信感は根強く、不法投棄された産業廃棄物の撤去など不法投棄対策の成果を地域住民の目に見える形で示すことが必要である、とされている。

そのうえで同報告書では、行為者が行方不明、資力不足等で不法投棄産業廃棄物の撤去ができない場合には、行政が代執行等で産業廃棄物不法投棄残存廃棄物の是正措置原状回復を行った場合については、公費又は行為者以外の者が負担して原状回復をすることは資産価値が向上することになるが、原状回復後の土地の転売に関する制約もないため、土地所有者以外の者が原状回復をすることを問題視する意見もあるとも書いている。

当方では千葉県との協議が整えば当該不法投棄・不適正保管物を適正処理しても良いと言っているのであるから、場合によっては永年にわたって不法投棄・不適正保管物が置かれ使用も売却もできなかった土地（資産）の価値の向上に繋がるものであるのに、千葉県のこの度の不開示理由には当該個人の財産を害する・・・などに見当違いの事を書いている。これは、報告書で述べられている意見と真逆の発想である。

当該事案は、何れも産業廃棄物中間処理の自社処分場として千葉県が許可したものであるので、施設敷地は施設運用者が所有又は他者所有の土地を貸借したうえでの、千葉県の許可である。

土地所有者が行為者と別人であっても、建築基準法第51条ただし書きにも記載されている忌避施設又はそれに準ずる施設用地として承知のうえ（承諾書を千葉県に提出している）貸借契約を締結しているのであるから、この承諾書を提出した時点で土地所有者は少なからず自分の所有地の資産価値が減少する（害される）ことを承知していたはずであるか、資産価値が減少することを推量できたはずである。

また、千葉県内の産業廃棄物処理業の動向調査（以下「動向調査」という。）による記述では、千葉県が不法投棄廃棄物を撤去するのは建設廃材から火災が発生している、投棄された硫酸ピッチが河川を汚染している等の緊急性の高いものに限られ、その他のものは放置されたままとなっている、とされている。

報告書及び動向調査でも指摘されているように、不法投棄廃棄物の撤去は緊急性の軽重ではなく、身近なところに廃棄物が永年放置されていることが地域住民の不安を招き、産業廃棄物処理及び産業廃棄物行政に対する根深い不信の原因の一つとなっていると指摘されている。

これ等の不信感の払拭は、マニフェスト制度の更なる改善や行政と地域住民との一体化された監視体制の構築等まだまだ山積しているが、まず一義的には不法投棄防止に対する権限と責任がある行政が指導・規制を徹底的に行うべきであると述べられている。

身近に不法投棄廃棄物の「山」を目の当たりにしている地域住民の不安感・不信感を取り除くには、不法投棄廃棄物の完全撤去・原状回復が最も効果的であるとも記述されているがそれには莫大な経費が必要となるので、費用対効果を見極め、産業廃棄物の種類や投棄量あるいは不法投棄場所の状況等によっては、一部の廃棄物の撤去、現地での封じ込め処理あるいはその組み合わせ処理で対応可能な場合もある、と記されている。

また、国土交通省の「残土ダイジェスト」土研センター「土木技術資料」では土中埋設廃棄物、災害廃棄物の処理について有効活用を含めた活用方法も述べられている。

動向調査に記述されているように、千葉県は産業廃棄物不法投棄残存廃棄物量全国ワースト一位とされ、市町村レベルでも全国一位から十位までは全て千葉県内市町村で占められているのを逆手にとって「不法投棄完全撤去」を全国に宣言し、それを目指すべきである、とまで述べられている。

以上長々とこの度の千葉県の行政文書部分開示決定通知書に関する不服を述べてきたが、このような事案が発生したのは一義的には行為者にその責任があるが、報告書及び動向調査にも述べられているように、強い指導権限・規制権限を持った行政が住民からの通知で不法行為が行われているのを現認しながら、規制権限を2年数か月にわたって行使せず、当該不法投棄・不適正保管事案により「山」が築かれるのを傍観したまま放置し、20数年を経た現在もそのままの状態に残存されたままであるのは、行為者の責任もさることながら千葉県の行政責任及び社会的責任はそれより遥かに重いものがあると考ええる。

千葉県は当該産業廃棄物不法投棄残存廃棄物の山を解消するのが務めだと思う。

速やかに私の要求である当該事案の「調査場所が特定される地番及び図面」「調査地点図及び調査対象箇所案内図」及び本審査請求書に記した(6)の地域に関する、令和2年分の計量報告書記載の、5 計量結果に記述された委託先の「考察」部分を開示してほしい。

以上が貴庁より発せられた令和4年4月18日付け私宛行政文書部分開示決定通知書への不服及び審査請求書であると同時に、私が令和4年4月1日付けで貴庁に申請した行政文書等の写し等の交付申請書についての再申請である。

2 反論書の要旨

(1) 対象文書2を構成する受理報告書のうち、(6)、(7)及び(8)が欠落している

として（６）の資料を開示するよう主張している、について

対象文書２とは、簡易冊子１及び２として令和４年４月１８日に廃棄物指導課から審査請求人に開示された、千葉県が委託先に「不法投棄等不適正処理箇所調査業務委託」として調査委託をして得た調査報告書である。

この報告書には、簡易冊子１及び２の１ページ目、２ 調査場所及び分析項目として、（１）ないし（８）の詳細なデータが記述されている。

この二つの冊子については、千葉県から業務委託を受けた同一の業者がその結果を千葉県に提出したものと理解して間違いない。

両冊子とも２ページ目から、５ 計量結果として各（ ）毎にこの受託者の検査結果の評価が「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれ」があるかどうか記載されている。

簡易冊子２については（６）ないし（８）に、５ 計量結果の項目が欠落している。審査請求人はこの部分の記載がある資料を開示するよう再々度開示請求する。

（２）本件決定における根拠条項は条例第８条第２号ロとしていたが、条例第８条第２号である、について

日本でも有数の産業廃棄物不法投棄・不適正保管の山についての開示請求なのだから条例第８条第２号は誤り条例第８条第２号ロが正鵠を得ている。

（３）条例第８条第２号本文の該当性について

処分庁の主張である登記事項証明書と付近の地名事業場名の情報から地図（地図に準ずる図面）を照合すれば特定の個人が特定できると主張するが、当該現場を自ら視認したことの無いものが述べている絵空事である。そのように容易に特定確認できるのであれば条例第８条第２号本文には該当しない。

（４）条例第８条第２号ロの該当性について

ここでは、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず云々と述べているが、政府の「循環型社会形成推進基本計画」（２００３年）及び「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（２００３年）では「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれ」があるかどうか、環境大臣が認めるかどうかを判定するのであって、処分庁が人の生命、健康、生活又は財産に対する・・・等と勝手に決めるものではない。

（５）当該情報は条例第８条第３号イに該当する、について

当該産業廃棄物不法投棄・不適正保管事案は、我が国における同種の不法投棄・不適正保管事案の中でも最も規模の大きな事案であるので、多数の住民の「生活環

境保全上の支障あるいはそのおそれ」となっているかどうかの評価を、千葉県が委託した委託先の発行した計量証明書等の評価（考察）に「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれ」があるかどうか明記されている。

したがって、「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれ」がないと記述されている場合には、当該情報は条例第8条第3号イに該当しない。

(6) 条例第8条第3号ただし書き該当性について

市原地区のどの地点を計量して、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、と言いきるのか通常概念では理解できない。

したがって、本件対象文書は、条例第8条第3号ただし書には該当しない、は合理性がなく誤り。

(7) 条例第8条第6号柱書該当性について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項については、現在環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長に立入・収去に関して問い合わせをし、回答待ちなので論評を控える。

(8) 総括

今回の弁明書は、単に条例の国語的解釈論に終始し、千葉県が我が国における不法投棄・不適正保管残存産業廃棄物量がワーストワンとされていることを一切考慮していない。

政府は躍起になって国民の産業廃棄物行政に関する不信感払拭に努めている。

その第一の目標が不法投棄・不適正保管残存産業廃棄物の山の解消である。

千葉県は、条例の解釈に拘泥している時間があつたら千葉県情報公開審査会に諮問するまえに、担当処分庁として、廃棄物指導課として如何にこの不法投棄・不適正保管残存産業廃棄物の山問題をかたづけるか考え回答するのが務めである。

千葉県知事が現場を視察し是正措置・原状回復を地域住民に約してから、早二十数年が経つ。その間、地域住民は目の前にある産業廃棄物不法投棄・不適正保管の山を見ながら暮らしている事実があることを、廃棄物指導課は決して忘れてはならない。

憲法第三章 国民の権利及び義務の第十二条により「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」。このルールは、「公共優先」「みんなの利益、社会の利益のほうが大事」という主義的な発想から出たものとする。

身近に不法投棄廃棄物の「山」を目のあたりにして生活している地域住民の不安

感・不信感を取り除くには、不法投棄廃棄物の完全撤去・原状の回復が最も効果的であると記述されている。

今現在の状況は個人の意志を確認もせず、「プライバシーを守る」ということを口実として、県側が公開を拒否することにより公共福祉の不法投棄問題解決を妨げている。

これ等の不信感を払拭するにはいち早く山積みしている産業廃棄物不法投棄・不適正保管の現実を行政が指導し、完全撤去を行うべきであると考えます。

この情報開示に関しては「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれがある」と環境大臣が認めることに反することである。以上の理由で大至急情報開示を求める次第である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 事案の概要について

本件審査請求は、審査請求人が本件決定を不服として、本件決定のうち、市原市の不法投棄事案の「調査場所が特定される地番及び図面」及び「調査地点図及び調査対象箇所案内図」の部分を開示とした処分を取消し並びに対象文書2を構成する受理報告書のうち、(6)、(7)及び(8)が欠落しているとして(6)の資料の開示を求めた事案である。

なお、審査請求人は、対象文書2を構成する受理報告書のうち、(6)、(7)及び(8)が欠落しているとして(6)の資料を開示するよう主張しているが、審査請求人に連絡の上、令和4年8月4日付け廃第700号で本件決定に係る対象文書2を再度送付した。また、本件決定における根拠条項は条例第8条第2号ロであるとしていたが、条例第8条第2号である。

3 対象文書の特定及び内容について

(1) 対象文書の特定について

本件請求を受け、本件対象文書を特定し、本件決定を行った。

(2) 対象文書の内容について

本件対象文書は、現在残存する特に県民の生活環境への重大な支障が懸念される大規模な産業廃棄物の不法投棄等現場8箇所について、委託により実施した水質及び土壌等の環境調査に係る文書である。本件対象文書は、委託先が提出した報告書(以下「委託報告書」という。)及び委託報告書の資料編にある計量証明書並びに当

課が作成した受理報告書から構成されており、その内容は以下のとおりである。

ア 委託報告書

平成30年度及び令和2年度に委託先が実施した環境調査の結果についてまとめたものである。

イ 計量証明書

委託報告書の資料編にある水質及び土壌等の分析結果である。

ウ 受理報告書

委託報告書をもとに計量結果等をまとめたものである。

4 部分開示決定の理由について

(1) 不開示部分について

本件対象文書中、委託報告書、計量証明書及び受理報告書に係る「調査場所の地番」、並びに委託報告書に係る「調査地点図及び調査対象箇所案内図」は、条例第8条第2号に該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号本文該当性について

「調査場所の地番」及び「調査地点図及び調査対象箇所案内図」（以下「本件不開示部分」という。）については、調査場所が特定される情報が記載されているものである。「調査場所の地番」については、何人でも交付を請求することができる登記事項証明書（不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条）と照合することにより地権者である特定の個人が識別できるものと認められる。また、「調査地点図及び調査対象箇所案内図」については、付近の地名及び事業場名の情報から地図（同法第14条）及び登記事項証明書と照合することにより特定の個人が識別できるものと認められる。

したがって、本件対象文書は、条例第8条第2号本文に該当する。

(3) 条例第8条第2号イ該当性について

本件不開示部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

したがって、本件対象文書は、条例第8条第2号イに該当しない。

(4) 条例第8条第2号ロ該当性について

本件対象文書において、調査地点は公にしていなかったものの分析結果は開示しており、開示請求時点における、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象文書を公にする必要があるとは認められない。

したがって、本件対象文書は、条例第8条第2号ロに該当しない。

5 開示・不開示の再検討結果について

(1) 開示・不開示の再検討結果について

開示・不開示の再検討を行った結果、委託報告書、計量証明書及び受理報告書に係る「調査場所の地番」、並びに委託報告書に係る「調査地点図及び調査対象箇所案内図」は、条例第8条第2号に加え、条例第8条第3号イ及び条例第8条第6号柱書にも該当するものとして不開示とする。

(2) 条例第8条第3号イ該当性について

本件不開示部分については、調査場所が特定される情報が記載されているものである。本件不開示部分については、上記4(2)で述べられたことと同様に地権者である特定の法人が識別できるものと認められる。また、それらが公となった場合、当該法人が所有する土地で違法行為等の不適正な行為が行われたことが明らかとなり、その結果、当該法人が不適正な行為への関与を疑われ、当該法人の社会的評価の低下を招き、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第8条第3号イに該当する。

(3) 条例第8条第3号ただし書該当性について

本件対象文書において、調査地点は公にしていないものの分析結果は開示しており、開示請求時点における、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに結びつくとは言えず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、本件対象文書を公にする必要があるとは認められない。

したがって、本件対象文書は、条例第8条第3号ただし書に該当しない。

(4) 条例第8条第6号柱書該当性について

本件不開示部分については、調査場所が特定される情報が記載されているものである。千葉県知事は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に必要な限度において、廃棄物の処理等に関し検査する権限を有しているものの(同法第19条第1項)、直接的・物理的な強制力を持ってかかる検査を行う権限を有してはいないことから、当該不法投棄等現場の環境調査を行うためには、地権者等の任意の協力がなければ実施できない。そして、このように調査した資料の中には、当該調査場所の地番及び調査地点図等に関する情報が含まれているところ、当該情報が記載された資料が公にされるとなれば、不適正な行為への関与が疑われることなどから通常他人には知られたくない、または当該土地の財産価値が低下す

るおそれのある情報が公になることから、地権者等との信頼関係が損なわれて協力を拒否されかねず、調査の目的を達成することは到底かなわない。

したがって、任意の協力により行われる環境調査に係る調査場所の情報を開示すれば、今後同種の調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は条例第8条第6号柱書に該当する。

6 弁明の内容について

審査請求人は、本件決定に係る不開示部分について、本件審査請求に記載のとおり、所在、地番、地積及び所有者は公判において既に公開されており周知であること、並びに当該個人は財産価値が減少することを承知している、または推量できたはずであることから、これを開示しても条例第8条第2号に該当しない旨主張する。

しかしながら、審査請求人が開示されるべきであると主張する点については、上記4及び5で述べたとおり不開示とするものであり、本件不開示部分の開示を求める審査請求人の主張には理由がない。

第5 条例第23条第4項の規定による調査

1 審査会による調査

(1) 審査請求人に対する調査

当審査会は、令和7年7月11日付けで、審査請求人に対し、条例第23条第4項の規定による調査（以下「条例第23条第4項調査」という。）を行った。

(2) 条例第23条第4項調査の内容

令和4年7月12日付けの審査請求書及び同年9月20日付けの反論書において、令和2年度分の5 計量結果における(6)、(7)及び(8)の考察が「欠落している」と主張しているが、「欠落」とはどのような趣旨であるのか回答を求める。

2 条例第23条第4項調査に係る回答

(1) 審査請求人からの回答

審査請求人から条例第23条第4項調査に対する回答が送付され、令和7年7月31日付けで受け付けた。

(2) 回答内容

令和4年9月20日に審査請求人より提出した「反論書」に請求の趣旨を記載。
○○○番地の○○以下を黒塗してあり判読できない。

第6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明、本件対象文書及び条例第23条第4項調査の回答を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性

実施機関は本件決定において、調査場所の地番（緯度・経度を含む）、調査地点図、調査対象箇所案内図、環境計量士の氏名及びその印鑑の印影、主任技術者、試験者及び業務担当者の氏名並びに委託先の担当者の顔写真を条例第8条第2号ロ、法人の印鑑の印影（理事長印を含む）を条例第8条第3号イに該当するとして不開示とした。

その後、実施機関は弁明書において、本件決定で条例第8条第2号ロとしていた不開示の根拠条項を条例第8条第2号に訂正し、調査場所の地番、緯度・経度、調査地点図及び調査対象箇所案内図については、条例第8条第2号に加え、条例第8条第3号イ及び同条第6号柱書にも該当するとして、不開示理由の訂正及び追加を行った。

これに対して、審査請求人は不開示部分の開示を求めていると思われるので、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 調査場所の地番、緯度・経度、調査地点図及び調査対象箇所案内図について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件決定に記載された不開示箇所である「調査場所の地番」については、数字とその他の文字で構成されているものと、数字を含まずに文字のみで構成されているものが混在していることが認められた。

そのため、不開示部分の判断に当たっては、「調査場所の地番」の性質に応じ、それぞれについて開示・不開示の判断を行う。

ア 調査場所の地権者等が個人に関するもの（条例第8条第2号該当性）について

(ア) 調査場所の地番（数字を含むもの）、緯度・経度、調査地点図及び調査対象箇所案内図について

上記情報は、個人に関する情報であり、調査場所の地番を示す情報と、何人でも交付を請求することができる登記事項証明書を照合することにより、地権者、賃借権者等である特定の個人を識別できるものと認められ、条例第8条第2号本文に該当するが、同号ただし書において例外的に開示するものを定めているため、同号ただし書該当性について、以下検討する。

a ただし書イについて

本件審査の過程において、調査場所の地番等の情報が法令等の規定により又は慣行として公にされている等の事実は認められなかった。

審査請求人は、不法投棄された場所の一部は、公判において地番や所有者が公開されて審理が行われた場所であり、過去にテレビや新聞で報道されたこともあるため、それらの詳細は周知の事実であると主張する。

しかし、裁判は、その公正と司法権に対する信頼を確保するという観点から公開されているものであり、その手続及び目的の限度において訴訟に関する情報が公にされることがあるとしても、このことをもって情報公開の手続において、これらの情報が直ちに、一般的に公表することが許されていると解する根拠となるものではない。

また、過去の一時点において公表された事件等の情報については、時間の経過に伴い社会一般の関心や記憶が薄れ、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくことから、その権利利益を守る必要性が増していくと考えられる。

このため、過去に報道等で公表されたものであったとしても、その事実のみをもって、ただし書イに該当するとは認められない。

よって、上記情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

b ただし書ロについて

実施機関は、本件決定において条例第8条第2号ロとしていた不開示の根拠条項を、弁明書において条例第8条第2号に訂正した。その上で、同号ただし書ロの該当性については、本件対象文書において、調査地点を公にしていないものの分析結果は開示しており、開示請求時点における、人の生命、健康、生活又は財産に対する重大な危険に直ちに該当するとは言えないと説明する。

一方、審査請求人は、日本でも有数な産業廃棄物・不適正保管の山についての開示請求なのだから、条例第8条第2号は誤りであり、同号ただし書ロが正鵠を得ていると主張し、また、「生活環境保全上の支障あるいはそのおそれ」があるかどうかは、環境大臣が判断するのであって、処分庁が勝手に決めるものではないと主張する。

以上のことを踏まえて、調査場所等の不開示部分に係るただし書ロの該当性について、以下検討する。

すでに開示されている部分から明らかなように、本件対象文書に記載された土壌分析の結果は、調査場所の多くにおいて生活環境保全上の支障が生じるおそれは確認されなかったとするものである。一部に基準値を超えた調査場所は認められるものの、その値の超過による生活環境保全上の支障については、同時に計測した地中温度や周辺状況を踏まえ総合的に判断しており、「直ちに火災が発生する危険性は少ないと思料される」など、緊急の対応を求め

る内容とはなっていない。

そうすると、調査場所に生活環境保全上の緊急の危険性は認められないのであるから、これを公にすることが人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるとは言えず、上記情報は条例第8条第2号ただし書口に該当しない。

c ただし書ハ及びニについて

上記情報は、公務員の職務の遂行に係る情報とは認められず、また、食糧費の支出を伴う懇談会、説明会等に係る情報とも認められないことから、条例第8条第2号ただし書ハ及びニには該当しない。

以上のとおり、上記情報は条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とすべきである。

(イ) 調査場所の地番（数字を含まないもの）について

上記の不開示部分には、特定の地番の土地を示す情報は記載されておらず、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報とは認められない。

また、当該情報を開示したとしても特定の個人の権利を侵害するおそれがないことは、本件決定において調査場所の大字までを開示していることから明らかである。

よって、当該情報は条例第8条第2号に該当せず、開示すべきである。

イ 調査場所の地権者等が法人等に関するもの（条例第8条第3号該当性）について

(ア) 調査場所の地番（数字を含むもの）、緯度・経度、調査地点図及び調査対象箇所案内図について

上記情報は、調査場所の地番を示す情報と、何人でも交付を請求することができる登記事項証明書を照合することにより、地権者、賃借権者等である特定の法人等を識別できるものと認められる。

調査場所に不法投棄された廃棄物が埋まっており、水質調査等の対象になっているという事実は不動産価格低下の要因になり得るものであり、通常他人に知られたくない情報である。

また、それらの事実が必ずしも地権者等の原因や責任により発生したものは限らないことを考慮すると、その詳細な位置情報を公にすることで、地権者等に対する信用、社会的評価を低下させるなどのおそれは否定できず、地権者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められることから、上記情報は条例第8条第3号イに該当する。

(イ) 調査場所の地番（数字を含まないもの）について

上記情報は、上記ア（イ）と同様に、特定の法人等を識別することができないと認められ、これを開示したとしても、特定の法人等の権利等を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第3号に該当せず、開示すべきである。

ウ 条例第8条第6号該当性について

(ア) 調査場所の地番（数字を含むもの）、緯度・経度、調査地点図及び調査対象箇所案内図について

上記情報は、条例第8条第6号該当性について検討するまでもなく、上記ア（ア）及びイ（ア）により不開示とすることが妥当である。

(イ) 調査場所の地番（数字を含まないもの）について

上記情報は、上記ア（イ）及びイ（イ）と同様に、特定の個人又は法人等を識別することができないと認められ、これを開示したとしても、環境調査に係る事務等に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又はその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第6号に該当せず、開示すべきである。

(2) 環境計量士の氏名及びその印鑑の印影について

環境計量士の氏名及びその印鑑の印影は、環境計量士の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第8条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書き該当性について検討すると、環境計量士の氏名は、計量法（平成4年法律第51号）第115条及び計量法施行令第38条の規定により、計量士登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求ができることから、法令上公にすることが予定されている情報であると言える。本件対象文書の環境計量士の氏名は、国家資格を有する環境計量士が、その資格をもって、計量証明書等の内容について正確性や客観性を担保する趣旨で記載されたものであることから、公にすることが予定されている情報であると認められ、条例第8条第2号イに該当し、開示すべきである。なお、主任技術者は環境計量士であることが示されているため、こちらも同様に開示すべきである。

また、環境計量士の氏名の末尾に押印されている印影は、氏名の記載と相まって、環境計量士として証明したことを示すために押印されたものと見ることができ、この印影については、実印や銀行印などのように特別の管理が行われている印鑑のものであると認めるべき理由もないため、条例第8条第2号イに該当し、開示すべきである。

(3) 試験者及び業務担当者の氏名、委託先の担当者の顔写真について

試験者及び業務担当者の氏名、委託先の担当者の顔写真は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、当該情報は条例第8条第2号本文に該当し、また、同号ただし書きからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(4) 法人の印鑑の印影について

実施機関は、法人の印鑑の印影として、法人名が記載されている角印と法人の理事長印の印影を不開示としている。

法人名が記載されている角印の印影は、認証的機能を補完する意味で代表者の印と同時に押印されるのが一般的であるが、見積書等の軽易な書類にも往々にして押印されるものであり、取引の相手方なら誰にでも開示するのが普通であるため、これを公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

一方、法人の理事長印の印影は、法人が自ら管理すべき内部管理に属する情報であり、一般に公開されることになれば、法人の事業運営上の地位に不利益を与えることと認められることから、理事長印の印影は条例第8条第3号イに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

2 文書の欠落について

審査請求人は、対象文書2について、5 計量結果の項目における(6)、(7)及び(8)の考察が欠落していると主張する。

そこで、当審査会において、当該主張に対し、欠落の趣旨を確認するため、条例第23条第4項調査を実施した。

当該調査に対し、審査請求人から上記第5 2 (2)のとおり回答があり、これを受け当審査会で審議をした結果、審査請求人の主張する「欠落」の趣旨は、ページの落丁といった物理的な欠損を指すものではなく、調査場所に関する情報が不開示となっていることをもって「欠落」と表現しているものであると判断した。

念のため、当審査会が実施機関に確認したところ、本件対象文書に落丁はなく、必要な記載は全てなされている、とのことであった。

したがって、当該審査請求人の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、黒塗りしてあり判読できないと審査請求人が主張する調査場所に関する情報については、上記第6 1 (1)で判断したとおりである。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすもので

はない。

4 結論

実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、調査場所の地番（数字を含まないもの）、環境計量士の氏名及びその印鑑の印影並びに法人名が記載されている角印の印影については開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

5 附言

実施機関は弁明書の中で決定理由のかなりの部分について訂正・追加を行っており、特に条例第8条第2号の例外的開示理由であるただし書口を不開示理由のように用いたことは、原処分時の不開示理由の精査が不十分であったものと認められる。

行政処分における理由付記の制度は、不開示理由について実施機関の判断の慎重・合理性を担保して、その恣意を抑制するとともに、開示請求者の行政不服に便宜を与える趣旨から設けられているものと解される。そのため、審査請求後に不開示理由を大幅に訂正・追加することは、情報公開制度の運用上不適切と言わざるを得ない。

実施機関においては、今後このようなことがないよう、条例の趣旨を十分に理解し、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められるよう附言する。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 8月 31日	諮問書の受付
令和 4年10月 3日	反論書の写しの受付
令和 7年 6月 24日	審議
令和 7年 7月 18日	審議
令和 7年 7月 31日	条例第23条第4項の規定による調査に係る審査請求人の回答の受付
令和 7年 9月 22日	審議
令和 7年10月 27日	審議
令和 7年11月 28日	審議
令和 7年12月 25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
大林 啓吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横田 明美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)